

毎月分配型



FC T-Trust - Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund

ケイマン籍／契約型／外国投資信託(円建て)

<管理会社>	FCインベストメント・リミテッド 2003年9月にケイマン諸島において設立。 ファンド資産の管理・運用業務を行います。 管理会社の資本金は5,000万円です。 管理会社は、本ファンドを含むケイマン籍契約型投資信託5本(純資産総額36,669,359.67米ドル、5,620,767,276円)の管理および運用を行っています。(2021年4月末日現在)
<投資運用会社>	海通国際資産管理(香港)有限公司 ファンド資産の投資運用業務を行います。
<受託会社>	G.A.S.(ケイマン)リミテッド ファンドの受託業務を行います。
<管理事務代行会社>	SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド 管理事務代行業務を行います。
<保管会社>	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 ファンド資産の保管業務を行います。
<日本における販売会社／代行協会員>	アイザワ証券株式会社 ^(注) 日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。 (注)日本における販売会社および代行協会員は、2021年10月1日付で、藍澤證券株式会社からアイザワ証券株式会社に変更されました。以下同じです。

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- ・また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うFC Tトラスト - 海通 - アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益証券(以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)の募集については、管理会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年3月31日に関東財務局長に提出しており、2021年4月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2021年6月30日、2021年9月21日および2021年9月30日に関東財務局長に提出しております。
- ・ファンド証券の1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けます。したがって、1口当たり純資産価格は変動しますので元本が保証されるものではありません。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドの目的・投資方針・投資対象

ファンドの主な投資目的は、中華人民共和国の香港証券取引所、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場された会社、またはその他の取引所の上場企業でその収益の50%以上を中国から得ているかまたはその営業用資産の50%以上を中国国内に有している企業として定義される中国関連企業により発行される株式および株式関連証券を含む証券への分散投資を通じて、円建ての安定した収益の分配を受益者に提供することです。かかる目的を達成するため、投資運用会社は、優秀な経営陣、中国経済の選択された成長分野における事業の良好な収益性、株主の価値の重視および優れた企業統治等様々な要因を考慮して、定期的な配当の支払いをもたらすと予測される証券に投資することにより、魅力的な配当利回りを持つ投資ポートフォリオを構築します。

また、第二の投資目的として、ファンドは、当該中国関連企業により発行される証券に投資することにより、中長期的に元本の値上がりを追求します。

投資運用会社は、比較的大量の取引、高い時価総額、健全な収益、売上の伸び率、利益率の拡大および特に好配当率など定量的な手法を用いて中型・大型株式を体系的に選別します。

投資運用会社は、選別の第二段階として、経営の妥当性、企業統治の基準および株主と経営上の利益の整合性の程度を質的に評価するため、企業訪問および実地調査を行います。

投資運用会社は、中国市場における投資テーマを把握することができ、国際的な資金運用の経験も持つ中国の専門家チームから構成されています。また、投資運用会社は、国際的に有名な証券会社および中国国内の証券会社を通じて中国関連企業に関する調査情報を収集します。

最終的な投資選別は、株式および市場の評価です。投資運用会社は、投資者の投資資本を危険にさらすことがないよう保守的な方法で、合理的な価格で中国関連企業に投資を行うことを目指します。

ファンドに関する投資ポートフォリオを達成するため、投資運用会社は、一連の会議（中国のマクロおよび市場の問題点を協議するための毎月の中国株式投資戦略会議、ならびに個々の中国株式投資のアイデアおよび企業訪問および実地調査の結果を協議および討議するための毎週の中国株式選別会議を含みます。）を行います。当該会議には、投資運用会社のチームのメンバーが出席し、中国の業績優秀なファンド・マネージャーおよびアナリスト等のゲストが投資知識を交換するため招待されます。

ファンドは、香港上場H株式、深センおよび上海証券取引所に上場され、香港ドルまたは米ドルで取引されるB株式のみならず、中国の国外で設立され、適格外国機関投資家として承認された国際的な証券会社の一または複数の投資割当てを通じて間接的に人民元で取引されるA株式にも投資を行います。

主な投資制限

投資運用会社は、ファンドのために、以下の投資を行うことはできません。

1. 投資運用会社が自ら当事者として、管理会社、または投資運用会社の取締役もしくは管理会社の取締役と取引すること。
2. 受益者の利益を損なうか、またはファンドの資産の適切な運用に違反する取引（受益者ではなく管理会社、投資運用会社もしくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限りません。）を行うこと。
3. 当該取得の結果、投資運用会社または管理会社が運用する複数のミューチュアル・ファンド全部が保有する投資法人ではない1つの会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超える場合に、当該会社の株式を取得すること。
4. 当該取得の結果、ファンドの保有する1つの会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の10%を超える場合に、当該会社の株式を取得すること。
5. 空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額を超える場合に、空売りを行うこと。

投資運用会社は、非上場の投資対象の価格付けの透明性を確保するために適切な措置を決定します。

借入制限

管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%に達するまで借入れを行うことができます。

分配方針

管理会社は、ファンドの受領済みまたは受領予定の純収益ならびに実現および未実現キャピタルゲインに基づく額の受益者に対する月次分配を行うことを目指します。ファンドの投資ポートフォリオ予定平均配当収入ならびに予定手数料および費用については、管理会社は、月次の分配を安定して行うために、ファンドの収益および資本から分配金の支払いを決定することがあります。分配金は、各月の最終ファンド営業日に登録されている受益者に対し、毎月10日（該当日がファンド営業日でない場合には翌ファンド営業日）から5ファンド営業日以内に支払われます。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

運用体制

1. 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、現在、ダイナミックな投資プロセスを採用しています。投資運用会社全体で定期的に開かれる戦略検討会議で定められる厳密な基準に基づき、資産配分を決定します。ダイナミックな投資プロセスは、「トップダウン」マクロ経済分析の要素と、「ボトムアップ」企業分析の要素を組み合わせます。

2. 社内会議もしくは委員会またはその他の社内組織

投資運用会社は、ファンドのパフォーマンスを検討するための投資検討会議を行います。投資運用会社は、経営陣レベルにおいて、ファンドのパフォーマンス、リスクおよびコンプライアンスを検討するため、その取締役と部門間会議を毎月行います。投資運用会社は、適宜、管理会社にファンドに関する報告を行います。

3. ファンドの投資運用

(1) ファンド管理事務の方針決定

ファンド管理事務の方針は、一般的な市場の慣行、規制上の要件および方針の実行可能性を考慮して、投資運用会社の会議で毎月決定されます。既存の方針の変更は、投資運用会社の取締役の承認があった場合のみ行われます。

(2) 取引の実行

取引は、指定された免許を有するファンド・マネージャーにより、ブルームバーグのAIMシステムに注文をインポートすることによって始められます。セントラル・ディーラーに送信する前に、インポートされた取引の取引前のコンプライアンスチェックをブルームバーグのAIMシステムで実施します。かかる取引が取引前のコンプライアンスチェックに合格した後、セントラル・ディーラーは、注文の実行および取引状況のモニタリングのために、ブルームバーグのシステムを通じて当該注文を承認されたブローカーに送信します。業務担当社員は、実行後、その他のすべての業務上および決済上の事項について追跡調査を行います。

(3) モニタリング

投資運用会社は、3段階のレベルでモニタリングを行います。取引前のコンプライアンスチェック、最良執行、注文の公正な配分および日々の突合等の日々のモニタリングは、リスク管理担当社員および業務担当社員により行われます。（2名で構成される）コンプライアンス担当社員は、取引の実行、資金運用および規制遵守に関する継続的なコンプライアンスのモニタリングを行います。コンプライアンス違反の問題があった場合、コンプライアンス担当社員は、投資運用会社のコンプライアンスおよびモニタリングを監督する上級経営陣に直接報告します。

(4) リスク管理、投資運用評価および法務管理

投資運用会社のリスクモニタリングおよびリスク管理は、持株会社のリスク管理部門により行われます。投資運用会社を監督するリスク・マネージャーは持株会社のリスク管理部長に直接報告し、ファンド・マネージャーへの報告過程はありません。リスク管理部門は、投資運用会社の日々の事業活動から生じるリスクのあらゆる側面の分析、測定、モニタリングおよび管理について責任を負います。

ファンドのパフォーマンスおよびリスクは、投資委員会の会議で毎月検討されます。投資運用会社の持株会社の法務およびコンプライアンス部は、外部弁護士とともに、投資運用会社の法務を支援するものとします。

[収益分配金に関する留意事項]

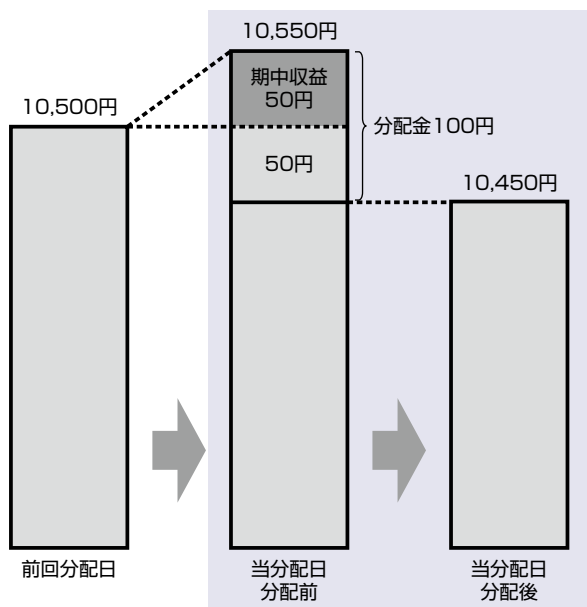
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。



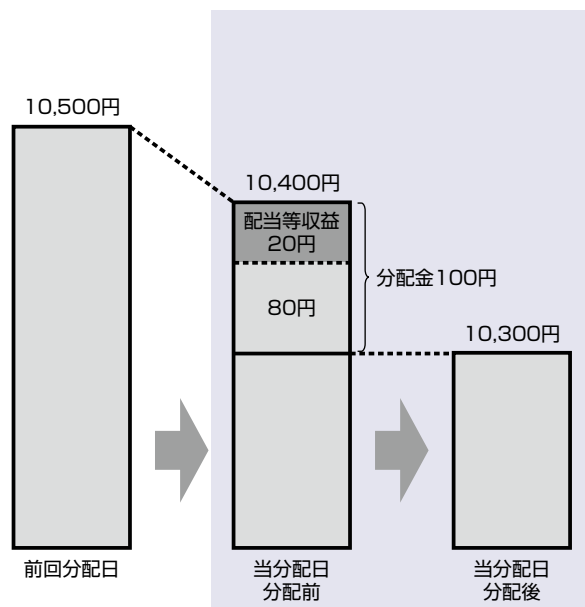
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配日の1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(1口当たり純資産価格が円表示の場合)

(前回分配日から1口当たり純資産価格が上昇した場合)



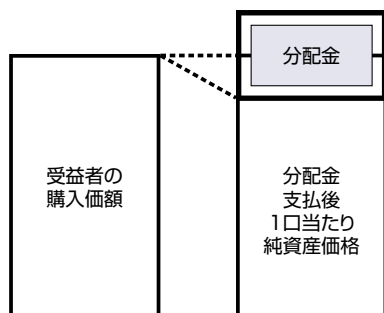
(前回分配日から1口当たり純資産価格が下落した場合)



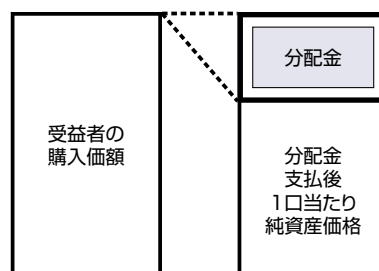
(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。分配金は、ファンドごとに、その分配方針に基づき支払われます。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が投資元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が投資元本の一部払戻しに相当する場合)



(注) 公募外国株式投資信託は、公募国内株式投資信託の取扱いと異なり、購入価額を下回る部分についても、分配金に対して課税されます。分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」の欄をご参照下さい。

リスク要因

投資者は、ファンド証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。

ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドへの投資のリスクには以下が含まれますが、下記の記載はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

■ 流動性リスク

投資運用会社がファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性があります。ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が希望する価格とタイミングで投資対象を処分する機会は制限される可能性があります。

■ 外国為替市場

ファンドは、香港ドル、米ドルまたは中国元の通貨建ての証券への投資を行います。しかしながら、ファンドは円建てです。ファンドの裏付けとなる保有資産の価値は、円相場ならびに様々な現地の市場および通貨における当該資産の価格変動によって変動します。従って、当該資産が表示されるその他の通貨と比べて円の価値が上昇した場合、現地市場における当該資産の価格につき、上昇に伴う効果を低減し、低下に伴う効果を増幅します。これに対して、円の価値が低下した場合、円建て以外の資産の価格につき、上昇に伴う効果を増幅し、低下に伴う効果を低減するという逆の効果を有します。

■ 小型株

ファンドは、店頭市場で証券が取引される安定性の低い中小企業への多額の投資を行う場合があります。これらの証券は、多くの場合、知名度の高い大手企業の証券よりもはるかに高いリスクを伴います。

■ 政府、経済、社会等に関する検討事項

ファンドの基礎となる資産の純資産総額および流動性は為替レート、為替管理、金利、政府方針および税制の変更（中国関連企業への投資により生ずる、所得および収益に関連する税を含みます。）、社会、政治および経済の不安定化または中国における、または中国に影響を与えるその他の出来事の影響を受けます。

■ 市場変動の可能性

中国の株式市場は最近、著しい価格変動に見舞われており、こうした変動が将来起こらないという保証はありません。

■ 企業の情報開示、会計および規制基準

一部の中国関連企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公開情報も多くありません。また中国関連企業に適用される会計基準は米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とは大きく異なります。

■ 保管および取引相手先のリスク

すべてのファンドの間接的なA株式の保有は海外適格機関投資家の名前で登録され、中華人民共和国内の副保管銀行の口座に保有されます。従って、かかる保有は、受託会社が直接保有するのと同様には保護されません。結果的に、ファンドは当該海外適格機関投資家および中華人民共和国内の副保管銀行の債務不履行および支払不能のリスクにさらされます。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

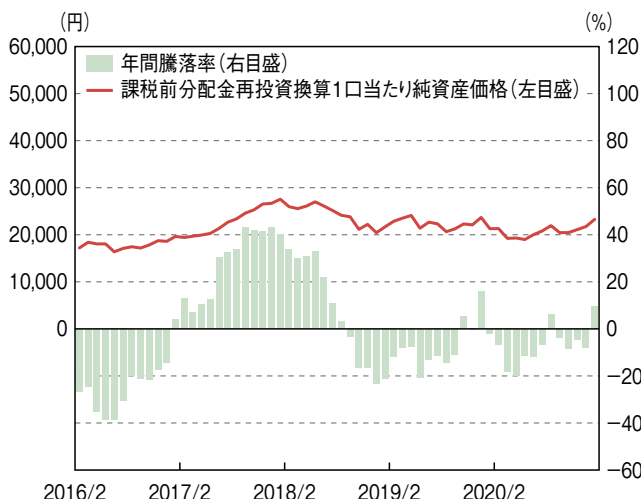
管理会社は、投資運用会社と密に連絡を取り、上記のリスクの現実化の可能性の程度等を常に正確に把握できるように努めます。上記「運用体制」を参照ください。

リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

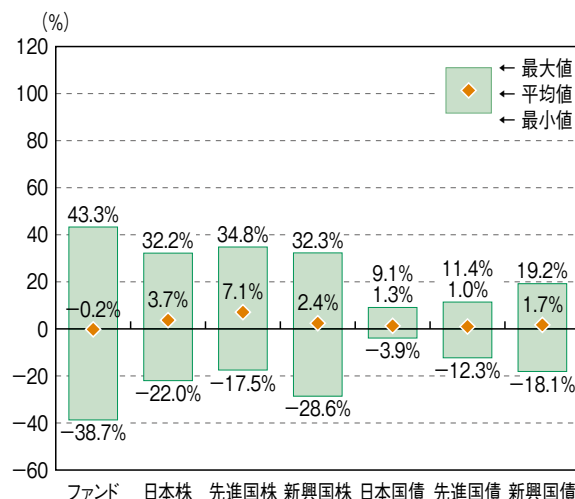
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2016年2月～2021年1月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に
FC インベストメント・リミテッドが作成

- ※ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※ ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

日 本 株…TOPIX(配当込み)

先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

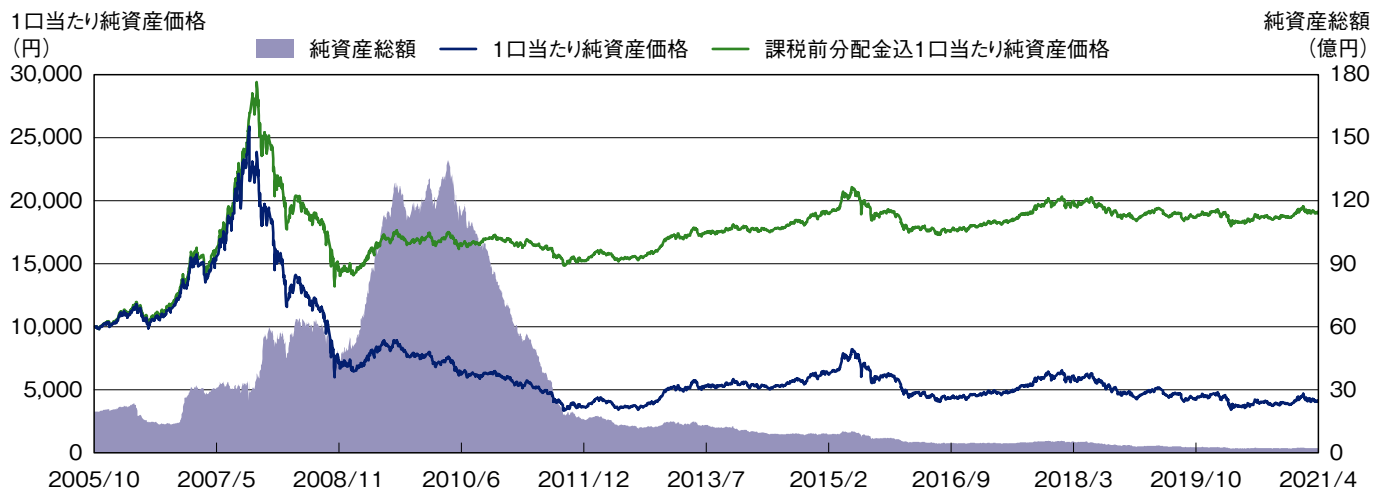
新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.が円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「**株東京証券取引所**」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**株東京証券取引所**が有しています。なお、ファンドは、**株東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**株東京証券取引所**は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、**FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)**および**FTSE新興国市場国債指数(円ベース)**に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移



(注) 課税前分配金込1口当たり純資産価格は、各時点の1口当たり純資産価格に各時点までの設定来の課税前分配金の累計額を加算したものです。

投資有価証券の主要銘柄

(2021年1月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(円)※		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	TENCENT HLDGS LTD HKD	香港	ソフトウェア・サービス	2,000	3,171.08	6,342,163	9,218.35	18,436,696	8.41
2	MEITUAN CLASS B HKD	香港	小売	3,700	1,563.25	5,784,031	4,812.75	17,807,169	8.12
3	WUXI APPTEC CO LTD H HKD	香港	医薬品	6,900	1,550.21	10,696,419	2,502.41	17,266,648	7.87
4	ZOOMLION HEAVY INDS SCIENCE TECH H HKD	香港	建設機械	106,400	75.74	8,058,448	143.65	15,284,575	6.97
5	CHINA CONST BANK H SHS	香港	銀行	145,000	77.63	11,256,019	79.54	11,532,741	5.26
6	ANHUI CONCH CEMENT H HKD	香港	建設資材	18,500	452.87	8,378,061	621.55	11,498,587	5.24
7	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD HKD	香港	医薬品	99,840	96.98	9,682,338	107.13	10,695,890	4.88
8	AIA GROUP LTD HKD	香港	保険	8,400	889.87	7,474,925	1,268.11	10,652,163	4.86
9	SHENZHOU INTL GROUP HKD	香港	アパレル	5,100	1,256.09	6,406,081	2,057.39	10,492,684	4.78
10	TSINGTAO BREWERY CO H HKD	香港	飲料	10,000	910.78	9,107,828	1,012.46	10,124,627	4.62

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(※注) 帳簿価額は取得時における円換算レートを使用しています。

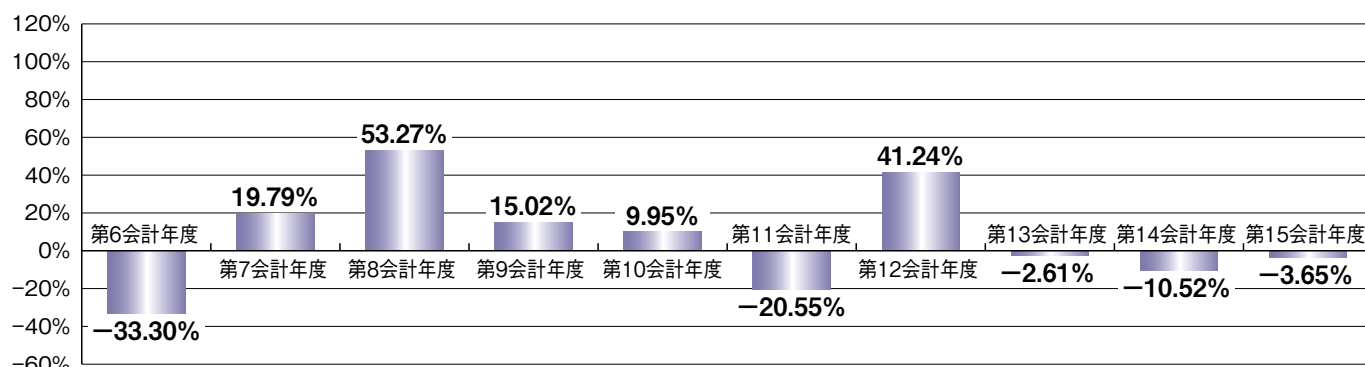
資産別および地域別の投資状況

(2021年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	香港	195,986,831	95.50
現金・その他の資産(負債控除後)		9,234,101	4.50
総計(純資産総額)		205,220,932	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配落の額)

計算期間	収益率 (注)
2020年5月1日から2021年4月末日まで	18.97%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格 (分配落の額)

分配の推移

	第6会計年度 (2010年10月1日～ 2011年9月末日)	第7会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月末日)	第8会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月末日)	第9会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月末日)	第10会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月末日)	第11会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	第12会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)
1口当たり 分配金 (円)	860円	360円	360円	360円	360円	360円	360円
	第13会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	第14会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	第15会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月
1口当たり 分配金 (円)	360円	360円	360円	30円	30円	30円	30円
	2021年2月	2021年3月	2021年4月				
1口当たり 分配金 (円)	30円	30円	30円				

(注) 分配金は税引前の数値です。

運用実績に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

お申込みメモ

購入(申込み)単位	10口以上1口単位
購入(申込み)価額	各取引日における受益証券1口当たり純資産価格 (注1)「取引日」とは、ファンド営業日、または、管理会社が受託会社と協議の上、随時決定する日を指します。 (注2)「ファンド営業日」とは土曜日、日曜日以外の日で、ダブリン、ロンドンおよび東京において銀行が営業しており、かつ、香港において証券取引所で取引が行われている日、または管理会社が受託会社と協議の上、ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。
購入(申込み)代金	投資者は、申込み注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」といいます。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社に対し円貨で支払うものとします。
換金(買戻し)単位	1口単位
換金(買戻し)価額	買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
換金(買戻し)代金	買戻代金は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところにしたがって、販売会社を通じて、円貨で支払われるものとします。
申 込 締 切 時 間	販売会社の定める時間とします。
購入の申込期間	2021年4月1日(木曜日)から2022年3月31日(木曜日)まで ただし、申込みは、各取引日に取り扱われます。
換金(買戻し)制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、ファンドの純資産総額(および受益証券1口当たり純資産価格)の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。 1. ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が(通常の休日以外で)営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合 2. ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合 3. ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合 4. 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合 当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の計算が停止している期間は、ファンド証券の発行、買戻しおよび名義書換は一切行われません。
信 託 期 間	信託証書の日付(2005年7月29日)から150年間
繰 上 償 還	ファンドは、下記の場合に解散されます。 1. 受託会社と管理会社が合意した場合 2. 受益者集会において決議された場合 3. 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合 4. 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 5. 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がファンドの存続を決定しない限り、ファンドは以下の事由の発生により解散します。 6. ファンドの純資産総額が5億円以下になり、管理会社がファンドを終了する旨をファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合
決 算 日	毎年9月末日
収 益 分 配	管理会社は、ファンドの受領済みまたは受領予定の純収益ならびに実現および未実現キャピタルゲインに基づく額の受益者に対する月次分配を行うことを目指します。ファンドの投資ポートフォリオ予定平均配当収入ならびに予定手数料および費用については、管理会社は、月次の分配を安定して行うために、ファンドの収益および資本から分配金の支払いを決定することがあります。分配金は、各月の最終ファンド営業日に登録されている受益者に対し、毎月10日(該当日がファンド営業日でない場合には翌ファンド営業日)から5ファンド営業日以内に支払われます。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額はありません。

運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年9月30日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて受益者にお渡しします。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。(開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。)

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)時手数料	購入(申込み)時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。								
	<table> <tr> <th>申込口数</th><th>申込手数料</th></tr> <tr> <td>1万口未満</td><td>3.30% (税抜3.00%、税0.30%)</td></tr> <tr> <td>1万口以上5万口未満</td><td>2.75% (税抜2.50%、税0.25%)</td></tr> <tr> <td>5万口以上</td><td>2.20% (税抜2.00%、税0.20%)</td></tr> </table>	申込口数	申込手数料	1万口未満	3.30% (税抜3.00%、税0.30%)	1万口以上5万口未満	2.75% (税抜2.50%、税0.25%)	5万口以上	2.20% (税抜2.00%、税0.20%)
申込口数	申込手数料								
1万口未満	3.30% (税抜3.00%、税0.30%)								
1万口以上5万口未満	2.75% (税抜2.50%、税0.25%)								
5万口以上	2.20% (税抜2.00%、税0.20%)								
換金(買戻し)手数料	かかりません								

投資者が信託財産で間接的に負担する費用^(注)

ファンドの運用管理費用(管理報酬等)

純資産総額に対し**年率1.025%*(年間最低102,000米ドル)**および**年間2,500米ドル**を超えない額ならびに評価・取引手数料等、保管報酬および実績報酬

*本料率は、以下に記載されている各報酬の料率を単純計算で足した合計料率です。最低報酬が適用され実際に支払われた報酬に基づき料率を逆算した場合、これとは異なる料率となる場合があります。

(ただし、下記のその他の費用、手数料等もファンドの信託財産から支払われます。)

	手数料等	支払先	役務の内容	報酬料率
内 訳	管理報酬	管理会社	ファンド資産の管理・運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(毎月後払い)
	受託報酬等			
	①受託報酬	①受託会社	①ファンドの受託業務	①ファンドの純資産総額に対して年率0.125%(毎月後払い、年間最低102,000米ドル)
	②管理事務代行報酬	②管理事務代行会社	②ファンド資産の管理事務代行業務およびファンドの登録事務代行業務	②管理事務代行会社報酬(上記①の受託報酬から支払われる。)、年間2,500米ドルを超えない額の固定額の登録事務代行報酬(比例計算により毎月後払い)および評価・取引手数料等
	③保管報酬	③保管会社	③ファンド資産の保管業務	③保管会社および受託会社の間で合意した料率等の報酬
	投資運用報酬	投資運用会社	ファンド資産の運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.30%(毎月後払い)また、投資運用会社は、各評価日に計算されかつ発生し、各暦四半期の最終評価日にファンドの資産から後払いされる実績報酬を受領する権利を有します。 受益証券1口当たりの実績報酬 ＝(発生済み実績報酬控除前の受益証券1口当たり純資産価格－ハイ・ウォーターマーク)×10%
	代行協会員報酬	代行協会員	1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売会社に送付する等の業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(毎月後払い)
	販売報酬	販売会社	口座内でのファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等	ファンドの純資産総額に対して年率0.40%(毎月後払い)
	その他費用・手数料	マナー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーおよびレポーティング・オフィサーの報酬ならびにファンドの直接の運営費用(公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、信託証書およびファンドに関するその他一切の書類を作成し、提出し、印刷する費用、合理的な額の弁護士費用、監査費用および会計士費用ならびにマーケティング費用等を含みます。)がファンドの信託財産から支払われます。 上記手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。		

(注) 当該手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況および投資者の皆様がファンドを保有される期間等に依りて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 上記は、2021年3月31日現在のものです。税率に関しては、2038年1月1以後は20%となります。今後も税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。